

## 1 部門個別費

特定の部門で消費したと認識できる原価要素を部門個別費といいます。「部門個別費は、原価部門における発生額を直接に当該部門に賦課」(原価計算基準 17) します。農業会計では、作目ごとに部門を設定して作目ごとに部門個別費を賦課することになります。材料費に属する費用(種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農薬費、敷料費、燃油費、諸材料費)は、原則として部門個別費として取り扱います。

## 2 部門共通費

特定の部門で発生したことが認識できない原価を部門共通費という。「部門共通費は、原価要素別に又はその性質に基づいて分類された原価要素群別にもしくは一括して、適当な配賦基準によって関係各部門に配賦する」(原価計算基準 17) のものです。実務的には、財務会計において共通部門を設定して会計処理を行い、部門共通費を集計する。さらに、部門別原価計算において部門共通費を各原価部門に配賦する。配賦基準としては、売上高の割合や作付面積・稼働面積の割合などが用いられます。

## 3. 実務の対応

パソコン簿記では、仕訳に部門コードを付して部門管理します。種苗費、素畜費は、購入の仕訳に直接部門コードを付すことができます。肥料は購入の時点でどの作物の圃場に散布するかわかりませんが、継続記録法によって購入時に資産計上した原材料勘定を、消費の都度、肥料費に振り替える仕訳に部門コードを付けることも可能です。

しかし、例えば動力光熱費が複数の部門にまたがる費用、すなわち部門共通費である場合、発生の都度、仕訳に部門コードを付けることができません。このため、部門共通費については、とりあえず共通部門として仕訳しておき、部門別原価計算において期末に使用割合などにより費用を部門別に按分する必要がある。なお、部門共通費の按分の作業は会計ソフトで仕訳により行うよりも、表計算ソフトによるのが現実的です。

組合員の  
皆様へ

## 酪農家経営管理支援システム DMSシステム Dairy-farm Management Support System

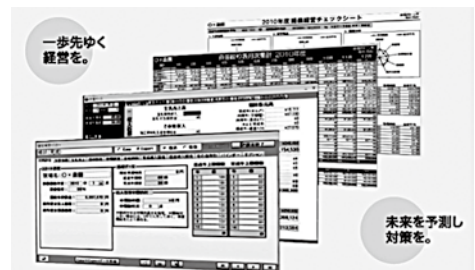
ご利用を検討下さい。→ご用命は広酪事業推進課(電話 0824-64-2072)まで

### 【目的】

DMSシステムは、月次決算を行い、日々の経営管理を徹底するためのシステムです。その場しのぎではなく、5年後、10年後を見据えた牧場経営のシミュレートを行い、経営管理と飼養管理を一体化したサポートを実現します。経営管理の副産物として青色申告書も作成することができます。

### 【月次決算を実現するために】

経理処理に時間を掛けるのは、本末転倒です。DMSシステムでは酪農専用の会計ソフト『e酪農経営』を使用することにより、簿記の知識が無い方でも入力できるように配慮しています。また、組合の乳代精算データをインポートする機能もありますので、乳代精算に関する項目は入力を省くことができます。(組合のシステムによりインポートが不可能な場合も有ります)



### 【乳代精算書データインポート】(イメージ)





## 森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

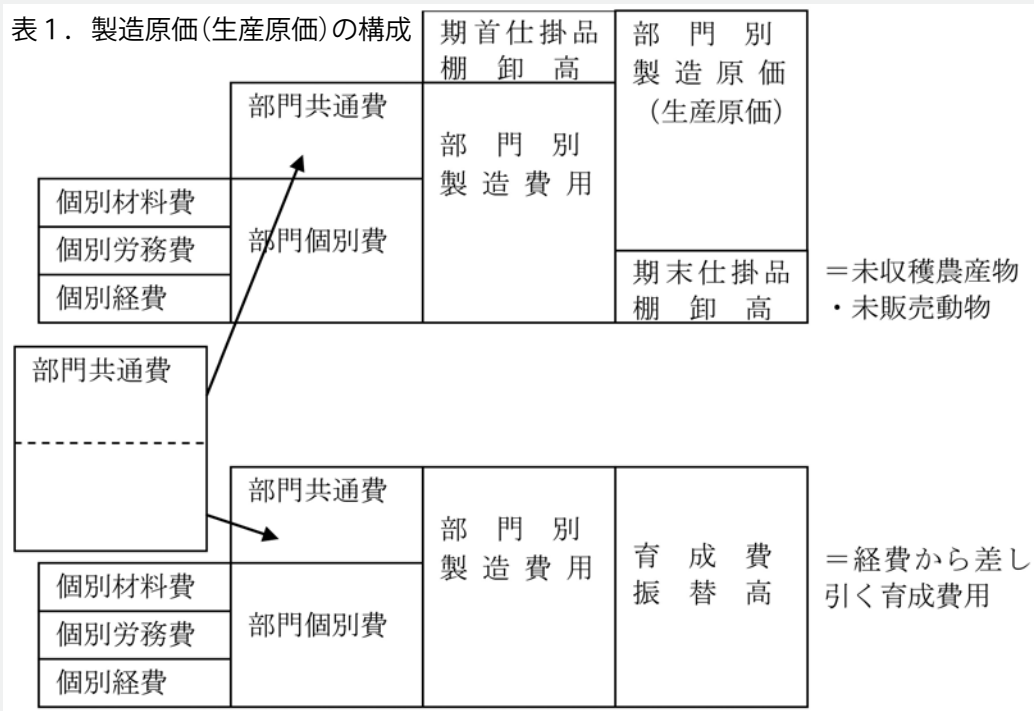
アグリビジネス・ソリューションズ株式会社  
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口  
事業推進課 経営指導相談係  
■問い合わせ先  
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

### 部門別原価計算(作目別損益計算)

先月のテーマは、製品別原価計算についてでしたが、今回は部門別原価計算に関する話題です。「原価の部門別計算とは、費目別計算において把握された原価要素を、原価部門別に分類集計する手続きをいい、原価計算における第二次の計算段階である」(原価計算基準 15)とされています。個別原価計算、すなわち、農畜産物の単位当たりの原価を計算する前提として、部門別(作目別)の原価計算が必要になります。

ただし、農産物については、畜産物と異なり、部門別の総原価を単純に生産量で割れば農産物の単位当たりの原価を計算できるため、厳密な意味での個別原価計算は必要ありません。このため、農産物の原価計算は、一般的には部門別原価計算(作目別損益計算)が基本になります。



#### 1. 原価部門の設定

「原価部門とは、原価の発生を機能別、責任区別に管理するとともに、製品原価の計算を正確にするために、原価要素を分類集計する計算組織上の区分」(原価計算基準 16)をいいます。農業においては、作目ごとに原価部門を設定することが一般的です。

#### 2. 部門個別費と部門共通費

「原価要素は、これを原価部門に分類集計するに当たり、当該部門において発生したことが直接的に認識されるかどうかによって、部門個別費と部門共通費とに分類する」(原価計算基準 17)こととしています。